

いいともあいちネットワーク会員規約

1 目的

「いいともあいち運動」は、愛知県の農林水産業の振興や農山漁村の活性化を通じて県民全体の暮らしの向上を図るため、県民の方々が「県産農林水産業の応援団」になることにより、消費者と生産者が一緒になって県の農林水産業を支えていこうという「運動」である。また、県民の方々に県産農林水産物をもっと食べていただきたい(利用していただきたい)という、「愛知県版地産地消の取組」でもある。

本運動を展開するために、運動の趣旨に賛同する生産者団体、流通関係者、消費者団体、行政機関等が、相互の情報交換や交流、取組を連携して活動する「いいともあいちネットワーク会員(以下、「会員」という)」について、必要な事項を定めるものとする。

2 会員参加要件

会員となるためには、次の(1)から(6)のすべてを満たすこと。

- (1) 運動の主旨に賛同する生産者や生産者団体、流通・食品加工などの事業者、消費者団体、行政団体、学識者など教育機関のいずれかであること。なお、事業者の場合は、愛知県産農林水産物を取扱う事業者、またはいいともあいちネットワーク事務局が認めた事業者であること。
- (2) 自ら「いいともあいち運動」に取り組むこと。
- (3) 法令や公序良俗に反しない、または反する恐れがないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団関係企業若しくはこれらに準ずる者又はその構成と関係がないこと。
- (5) 会員として団体名・企業名・個人名が公表されることを了承すること。
- (6) 会員としてネットワークに提供した情報は、個人情報を除き、必要に応じて他の会員への提供することに同意し、かつ退会後もネットワークが情報を保有する場合があることを了承すること。

3 会員参加費用

無料とする。ただし、イベント等に参加する場合に生じる費用は会員負担とする。

4 連絡方法

事務局と会員間の連絡は、原則、電子メールまたはオンラインによるものとする。

5 参加方法

- (1) 会員への参加を希望する場合は、別添様式1「いいともあいちネットワーク参加申込書」に必要事項を記入の上、県農業水産局農政部食育消費流通課、又はその所在地を所管する県農林水産事務所農政課を通じ、県農業水産局農政部食育消費流通課に申し込む。
- (2) 参加申込は随時受け付ける。

6 取組内容

会員は、以下の取組を行う。

- (1)「いいともあいち運動」に関する会員間の情報交換
- (2)「いいともあいち運動」に関する会員間の交流
- (3)「いいともあいち運動」に関する取組の連携
- (4)「いいともあいち運動」に関する情報発信

7 登録情報の更新

- (1) 参加申込時に申請した情報について変更があった場合は、別添様式2「いいともあいちネットワーク会員情報変更」に変更内容を記入の上、食育消費流通課に届け出る。
- (2) 事務局が登録情報の更新を依頼した場合、会員はこれに応じることとする。

8 禁止行為

会員が次の行為を行うことを禁止する。

- (1) 電話番号、住所など個人情報を第三者に特定、開示、漏洩する行為
- (2) 特定の個人、企業、団体、国、地域を誹謗中傷する行為
- (3) 基本的人権、プライバシー権、著作権等、第三者の権利を侵害する行為
- (4) 犯罪行為を目的とする内容、犯罪行為を誘発させる行為
- (5) 公序良俗に反する行為
- (6) 特定の立場に立った政治活動、選挙活動、宗教活動にあたる行為
- (7) 法令等に違反する行為またはそのおそれのある行為
- (8) 「いいともあいち運動」に関する内容を、目的外で使用する行為
- (9) 虚偽の情報を提供するなど、会員または第三者に不利益をもたらす行為
- (10) その他、いいともあいちネットワーク事務局が不適當と判断した行為

9 退会

会員が退会を希望する場合は、事務局に対して退会を届け出るものとする。

10 会員資格の取消

- (1) 事務局は、会員が次の各号のいずれかに掲げる行為を行ったと認めるときは、当該会員の会員資格を取り消すことができる。
 - ア 8の各号に掲げる行為を行ったとき
 - イ 連絡が一定の期間、不通となったとき
 - ウ その他、事務局が会員として不適當であると判断したとき
- (2) 推進店に登録されている会員が退会する場合は、推進店の登録も同時に取り消すこととする。

11 補則

この規約に定めるもののほか、必要な事項は事務局が別に定める。

12 個人情報の取扱

会員の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律 57 号）等の個人情報に関する法令の規定に基づき、事務局で適切に管理し、会員の許可なく第三者には提供しないものとする。ただし、法令に基づく場合、人の生命・身体・財産の保護のために必要がある場合、又は事務局がネットワークの目的の達成に必要な範囲内で、個人情報の取扱いの全部若しくは一部を委託する場合は、この限りでない。

13 損害賠償

事務局は、「いいともあいちネットワーク」の運営に関して生じた会員の損害、会員同士または会員と第三者との間で生じた問題及び損害等すべてに関し、いかなる責任も負わず、一切の賠償する義務を負わないものとする。

14 規約の変更

本規約は、事務局が必要に応じて変更することができる。

附則

この規約は、令和 7 年6月 12 日より施行する